

第3章

計画の体系と施策の展開

1 計画の体系

計画の基本目標を達成するため、次のような体系により施策を展開します。

基本目標	施策の方向	施策
I 男女共同参画を進める意識づくり	1 男女共同参画の視点に立った意識改革	(1) 人権意識を高める学習機会の充実
		(2) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進
	2 男女平等教育の推進	(1) 家庭における男女平等教育の推進
		(2) 学校教育等における男女平等教育の推進
		(3) 男女平等の視点に立った生涯学習の充実
		(3) 男女平等の視点に立った生涯学習の充実
II あらゆる分野における男女共同参画の実現	1 ★ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた環境整備	(1) 男女の働き方の見直し
		(2) 職場における男女共同参画の促進
		(3) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護環境の整備
	2 ★ 社会の責任ある立場への女性の参画促進	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
		(2) 企業などへの女性登用の働きかけ
		(3) 女性の労働に対する適正評価と経済的地位の改善
	3 地域社会における男女共同参画の促進	(1) 男女共同参画推進団体との連携
		(2) 地域活動団体への支援と女性リーダーの育成
		(3) 男女共同参画の視点に立った防災体制の促進
III 男女が安心して暮らせる環境づくり	1 ◇ 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	(1) 配偶者等からの暴力防止のための広報・啓発
		(2) セクシュアル・ハラスメントなどを防止するための広報・啓発
	2 ◇ 配偶者等からの暴力の被害者支援の充実	(1) 配偶者等からの暴力の相談の実施と相談機関の周知
		(2) 配偶者等からの暴力の被害者支援の充実
	3 生活上の困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備	(1) 各種相談体制の充実
		(2) ひとり親家庭等への自立支援

★は、「女性の職業生活における活躍を推進するための法律」に基づく推進計画として位置付ける。
◇は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく基本的な計画として位置付ける。

2 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画を進める意識づくり

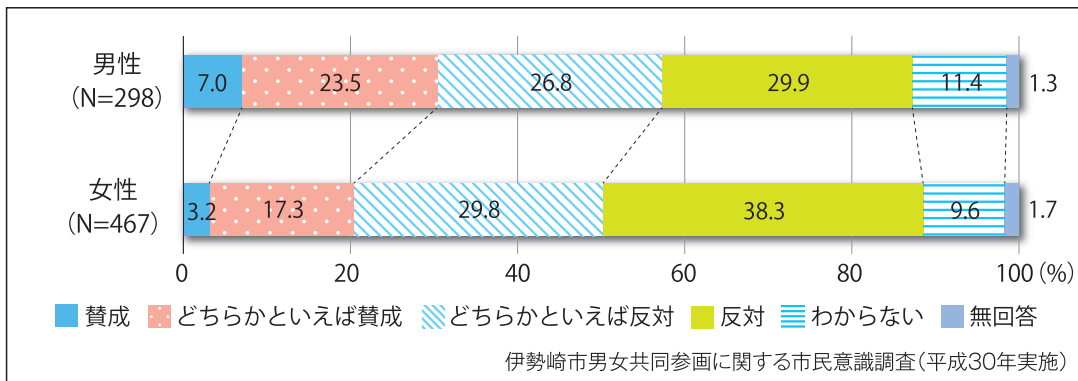
施策の方向Ⅰ 男女共同参画の視点に立った意識改革

現状と課題

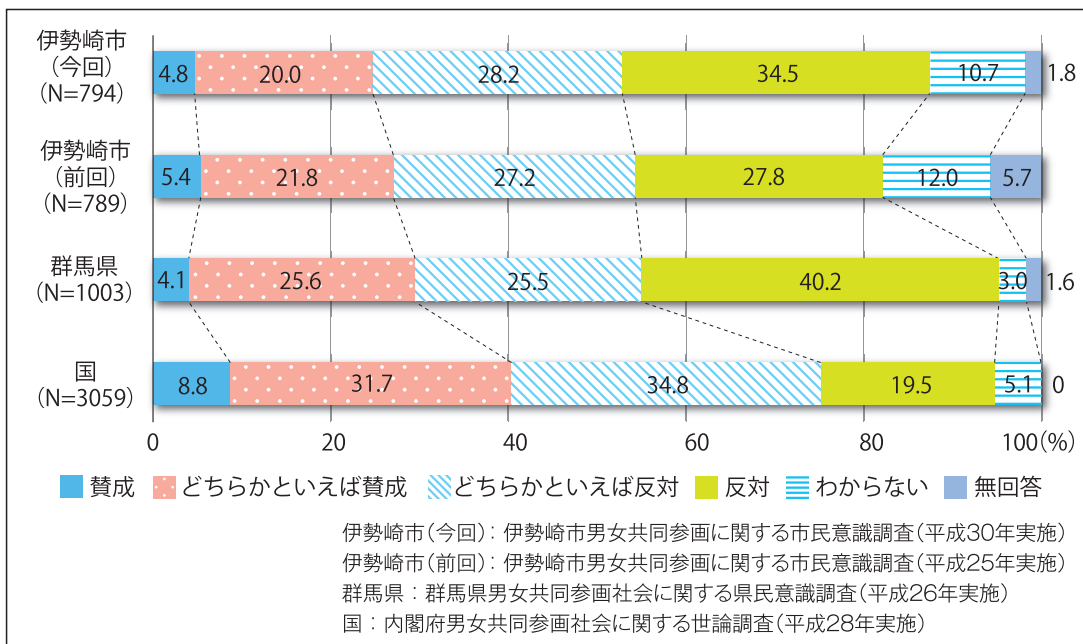
「男は仕事」「女は家庭」といった男女の固定的な役割分担意識は、時代と共に変わりつつあるものの、依然として根強く残っています。

すべての人が互いに人権を尊重し合い、それぞれの個性や人格、生き方を尊重し合える意識を醸成していくとともに、男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を深めるための取組が必要です。

「夫は仕事、妻は家庭を中心にすべきである」という考え方について



「夫は仕事、妻は家庭を中心にすべきである」という考え方について 他調査との比較



第3章

計画の体系と施策の展開

基本目標Ⅰ

施策

(1) 人権意識を高める学習機会の充実

性別をはじめ、異なる文化や価値観などに対する偏見や差別意識を解消し、互いの多様性を認め、支え合う社会風土をつくるため、学習会や講演会、セミナー、講座などの様々な機会を通じ、市民一人ひとりの人権尊重意識の高揚を図ります。

具体的事業	担当課
人権のまちづくり講演会の開催	人権課
人権啓発フェスティバル in いせさきの開催	人権課
地区別人権学習会の開催	生涯学習課
集会所における学習会の開催	生涯学習課
人権問題に関する市職員研修の実施	職員課
性の多様性に関する意識啓発	人権課

(2) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

あらゆる人に、男女共同参画に関する理解が浸透するよう、多様な媒体を利用して広報・啓発活動を推進します。

また、市政全般について、男女共同参画の視点から点検し、推進していく必要があることから、市職員に対して男女共同参画に関する研修を実施します。

具体的事業	担当課
男女共同参画講演会の開催	人権課
男女共同参画セミナーの開催	人権課
男女共同参画についての啓発活動の実施	人権課
男女共同参画に関する市職員研修の実施	人権課
行政刊行物における男女共同参画への配慮についての周知	人権課

第3章

基本目標Ⅰ

計画の体系と施策の展開

施策の方向2 男女平等教育の推進

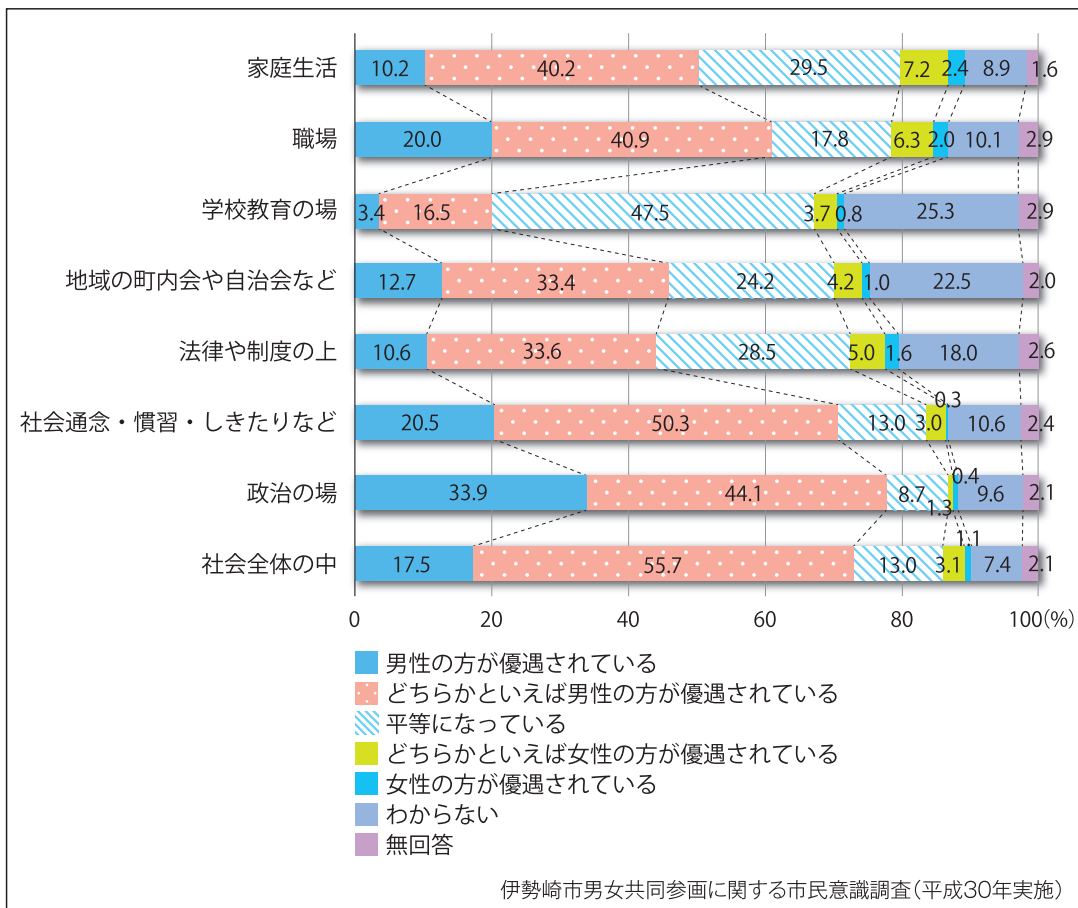
現状と課題

男女共同参画社会を実現するうえで、次代を担う子どもたちの男女平等意識の育成は大変重要な課題です。子どもたちの男女平等意識を育成するためには、まず大人たちが、日常の慣行の中にある固定的な性別役割分担意識や、性別による差別意識を見直す必要があります。

市民意識調査の結果によると、学校教育の場では「男女平等になっている」と感じている人の割合が比較的高くなっていますが、家庭生活においては約30%、社会全体では約13%と低くとどまっています。

人格形成の基本となる家庭を始めとして、子どもたちが多くの時間を過ごす学校、地域社会など、様々な場面における教育・学習機会を通じて、市民一人ひとりの男女共同参画意識を高めていく必要があります。

男女の地位の平等感

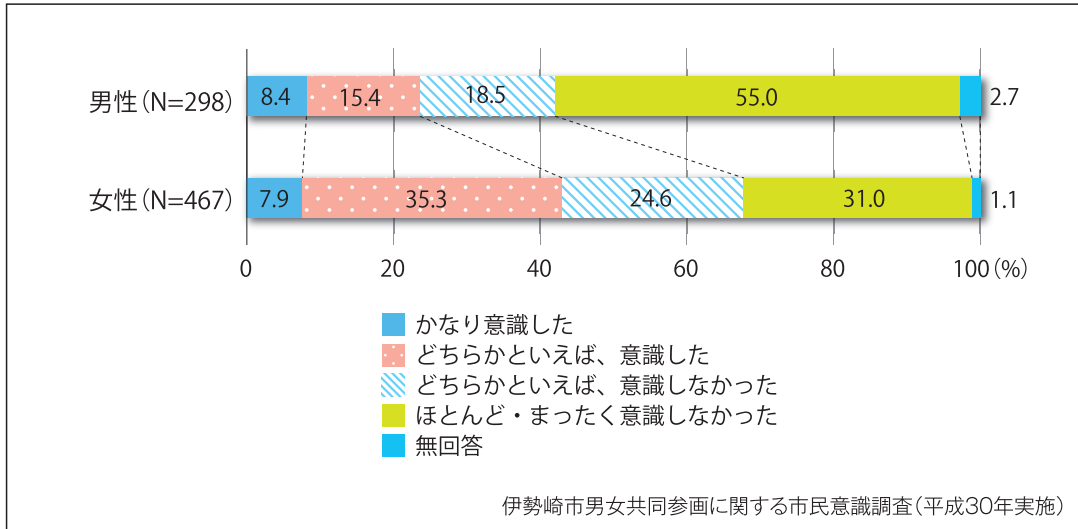


第3章

計画の体系と施策の展開

基本目標1

進路や職業を選択する際に自分の性別を意識したことがあるか



第3章

基本目標1

計画の体系と施策の展開



施策

(1) 家庭における男女平等教育の推進

家庭において、幼児期から、性差にとらわることなく個性を尊重した教育が行われるよう、学習の機会を提供します。

具体的事業	担当課
父親の子育て参加を進める親子参加型の教室・講座の開催	生涯学習課
両親学級の開催	健康づくり課

(2) 学校教育等における男女平等教育の推進

児童生徒の発達段階に応じ、あらゆる教育活動を通じて、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の大切さ等についての指導を行います。また、教育の内容充実を図るため、教職員等の研修を実施します。

具体的事業	担当課
あらゆる教育活動を通じた男女平等教育の推進	学校教育課
人権に関する講演会の開催	学校教育課
男女混合名簿の継続実施	学校教育課・こども保育課
教職員研修の実施	学校教育課
保育所職員研修の実施	こども保育課
男女共同参画リーフレットの配布	人権課

(3) 男女平等の視点に立った生涯学習の充実

より多くの市民が、生涯にわたって身近な地域で男女共同参画について学ぶことができるよう、多様な学習機会を提供します。

具体的事業	担当課
公民館等における男女共同参画講座の開催	生涯学習課
男女共同参画関係図書の提供	人権課・図書館課

第3章

計画の体系と施策の展開

基本目標1

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の実現

施策の方向1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた環境整備

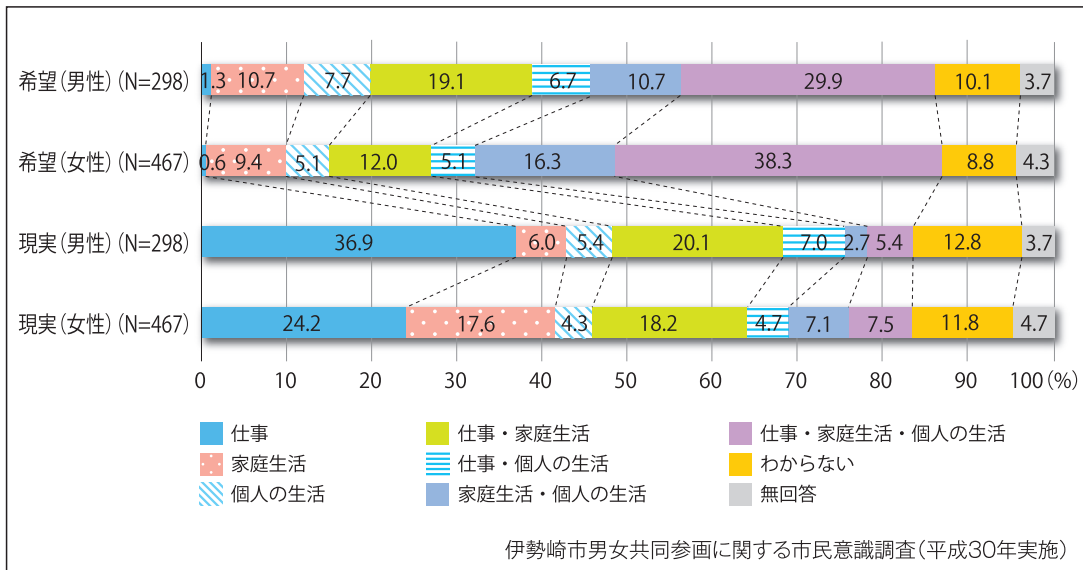
現状と課題

少子高齢化の進展や共働き世帯が増加し、育児や介護といった家庭生活における男女の関わり方が変化する中、仕事とそれ以外の活動とで希望するバランスを実現することが難しい状況になっています。

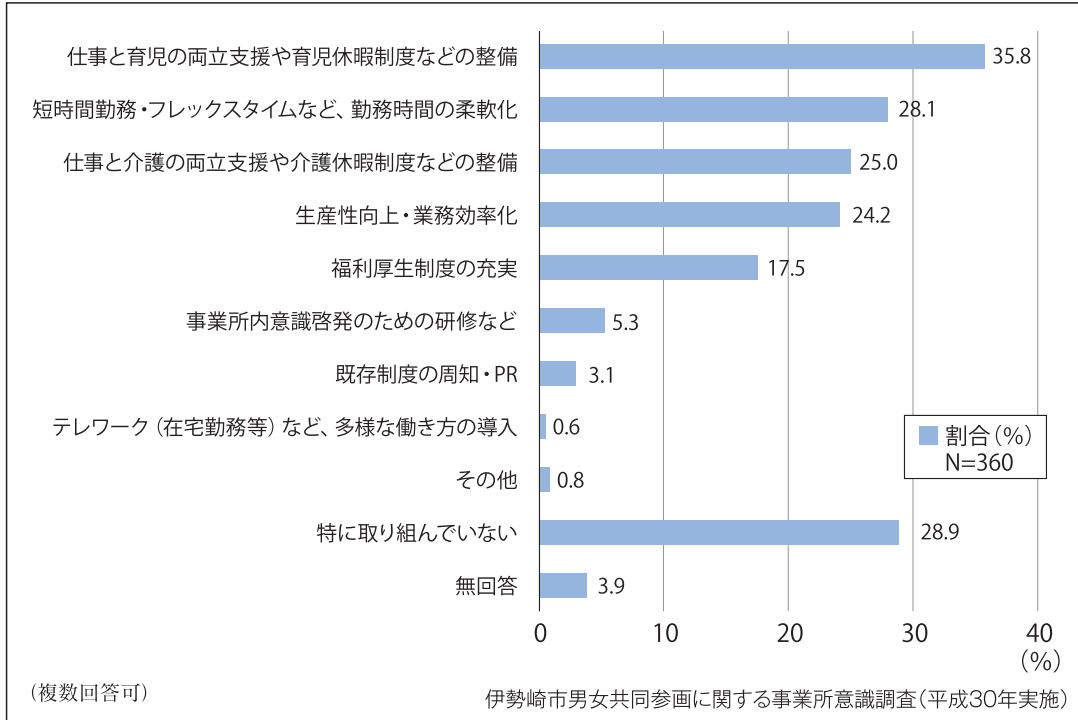
誰もがやりがいや充実感を感じながら働くことができる一方で、子育てや自己啓発等にかかる個人の時間を持ち、健康で豊かな生活ができるよう、社会全体で仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)※の実現を希求していく必要があります。

性別や年齢に関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、地域の活力と成長力を高めることにもつながり、持続可能な地域づくりを目指す本市にとっても、大変重要な課題です。

ワーク・ライフ・バランスの希望と現実 生活の中での「仕事」「家庭生活」「個人の生活」の優先度



市内事業所で行われているワーク・ライフ・バランスを推進するための取組



第3章

計画の体系と施策の展開

基本目標Ⅱ



施策

(1) 男女の働き方の見直し

長時間労働を前提とするような男性中心型の労働慣行等を見直し、多様で柔軟な働き方や生き方ができる社会を目指して、ワーク・ライフ・バランスに関する企業の取組を促進するとともに、市民の意識啓発を進めます。

具体的事業	担当課
ワーク・ライフ・バランスへの取組に関する情報の提供	商工労働課
ワーク・ライフ・バランスに関する周知や啓発	人権課
職員が育児・介護休暇を取得しやすい環境の確立	職員課

(2) 職場における男女共同参画の促進

働きたい人が、性別に関わりなくその能力を十分に発揮できるよう、就労や創業の支援を行うとともに、企業を対象とした啓発を行い、職場における人権の尊重と男女共同参画を促進します。

具体的事業	担当課
働きたい人への就労支援	商工労働課
若者向け支援事業に関する情報の提供	商工労働課
企業内人権啓発講演会の開催	人権課

(3) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護環境の整備

働きたい人が仕事と子育てや介護等との二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、子育てや介護の環境整備を図ります。

具体的事業	担当課
認可保育所(園)の整備・運営	こども保育課
延長保育や一時預かりの充実	こども保育課
病後児保育の実施	こども保育課
放課後児童クラブの充実	子育て支援課
地域子育て支援センターの充実	こども保育課
ファミリー・サポート・センター事業※の実施	こども保育課
ワクチン&子育てナビの実施	健康づくり課
子育てボランティア活動の支援	健康づくり課
赤ちゃんサロンの実施	健康づくり課
こんにちは赤ちゃん事業の実施	健康づくり課
介護老人福祉施設の整備	高齢政策課

施策の方向2 社会の責任ある立場への女性の参画促進

現状と課題

政策、方針決定過程への女性の参画を促すための法整備は進められつつあるものの、様々な分野における女性の参画は、まだ十分とは言えません。

男女間の実質的な機会の平等を担保する観点のみならず、多様性を活かし、活力ある地域として発展していく観点からも、女性の参画促進は大変重要な課題です。

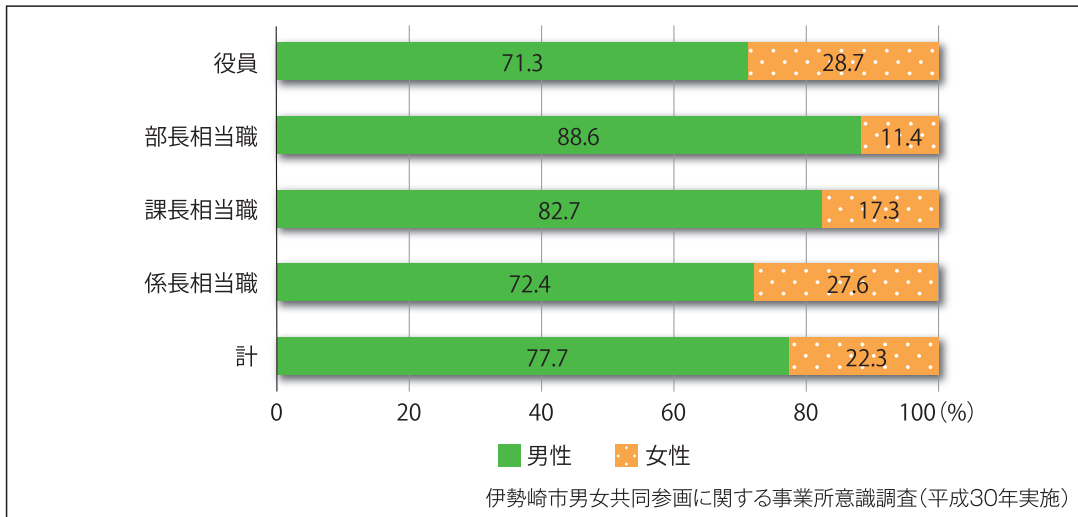
職業生活において女性が意欲をもって能力を伸長、発揮するためには、雇用における男女の均等な機会と待遇が確保されるとともに、あらゆる労働に対して客観的かつ公正な評価が行われることが必要です。

第3章

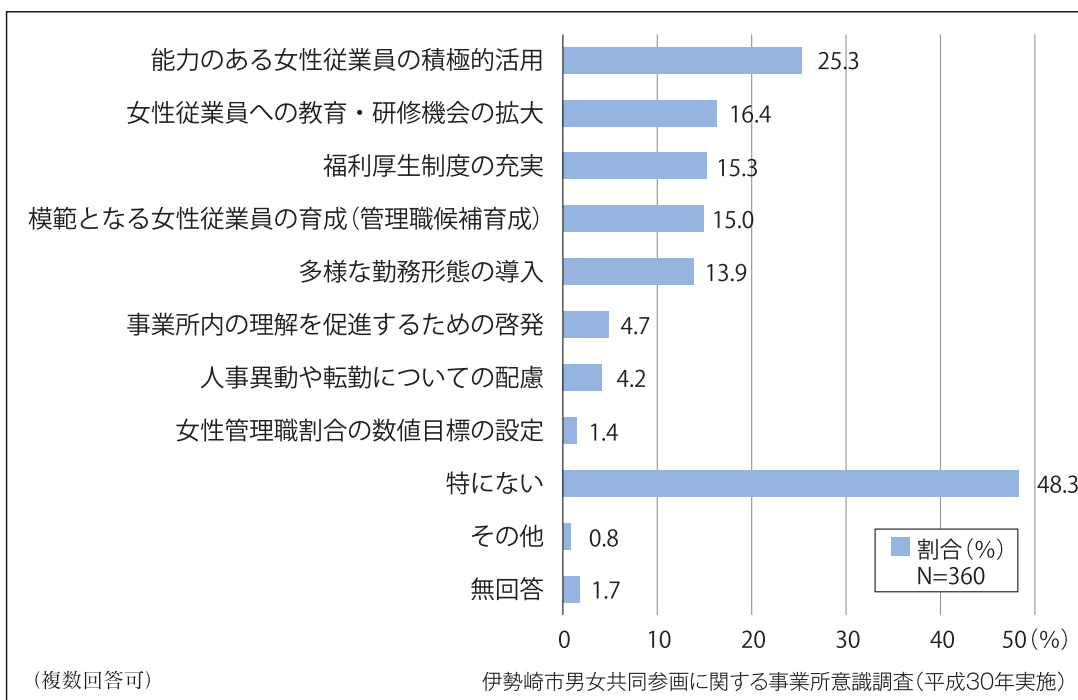
計画の体系と施策の展開

基本目標Ⅱ

市内事業所における役職員の男女比



市内事業所における女性管理職を増やすための取組



施策

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

あらゆる分野における実質的な男女の機会の平等が図られるよう、市政をはじめさまざまな問題への女性の関心を高めるとともに、責任ある立場への女性の登用を促進します。

具体的事業	担当課
市の審議会等における女性比率の向上	市民活動課
女性人材データバンク事業※の充実	人権課
女性管理職の登用	職員課
人材の育成と適正配置	職員課

(2) 企業などへの女性登用の働きかけ

人材育成や、働く女性に関する法令等に関する情報等を企業や団体に提供し、女性の登用や活躍を促進します。

具体的事業	担当課
人材育成のための企業への情報提供	商工労働課
女性管理職登用に関する情報の提供	商工労働課

(3) 女性の労働に対する適正評価と経済的地位の改善

農業に関わる女性の労働に対する適正評価と経済的地位の改善を図るため、経営上の役割分担や報酬などについて明確にする家族経営協定※の締結を促進するとともに、女性農業者間の交流を促進します。

また、雇用における男女の均等な機会と待遇が確保され、労働に対して公正な評価が行われるよう、企業などに対して情報を提供します。

具体的事業	担当課
家族経営協定締結の促進	農業委員会事務局
佐波伊勢崎農村女性会議の活動支援	農政課
労働関係法令の遵守に向けた情報の提供	商工労働課

施策の方向3 地域社会における男女共同参画の促進

現状と課題

高齢者福祉や子育て、環境活動等、地域で行われる様々な活動は、これまで多くを女性が担ってきましたが、PTAや町内会などの役職には、男性が多くを占めています。今後、社会が人口減少という厳しい現実と直面していく中、活力ある地域社会を持続していくためには、多様な市民が様々な活動における方針決定過程に参画し、協力していくことが必要です。

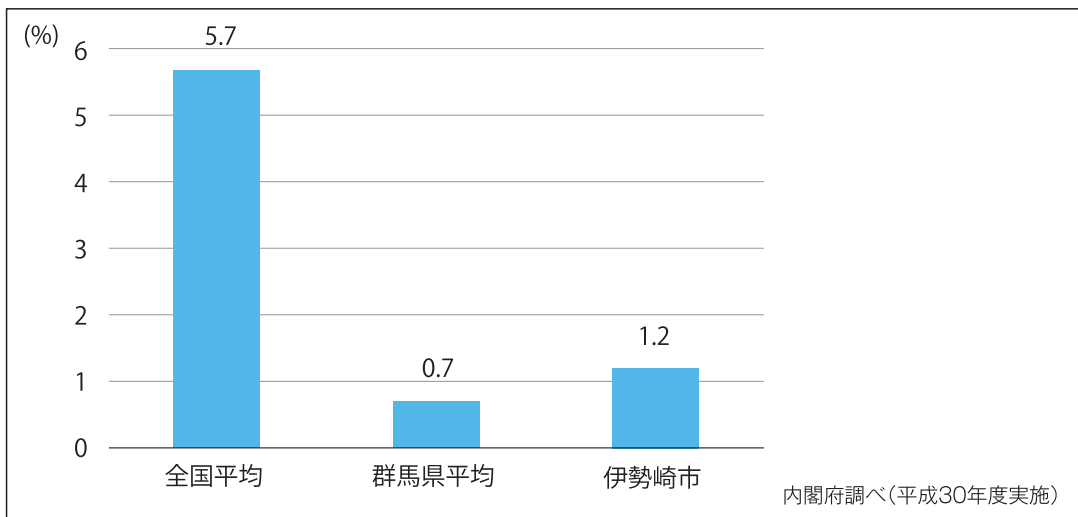
また、近年各地で地震や集中豪雨などの自然災害が頻発し、災害時には、社会のあり方(社会要因)が、その被害の大きさを左右すると認識されるようになってきました。性別役割分担意識といった社会要因による災害時の困難を最小限にするためには、日頃から地域や家庭で男女共同参画を実現し、防災に関しても、男女が対等に意見を出し合い、多様なニーズに対応しうる体制を整えることが必要です。

第3章

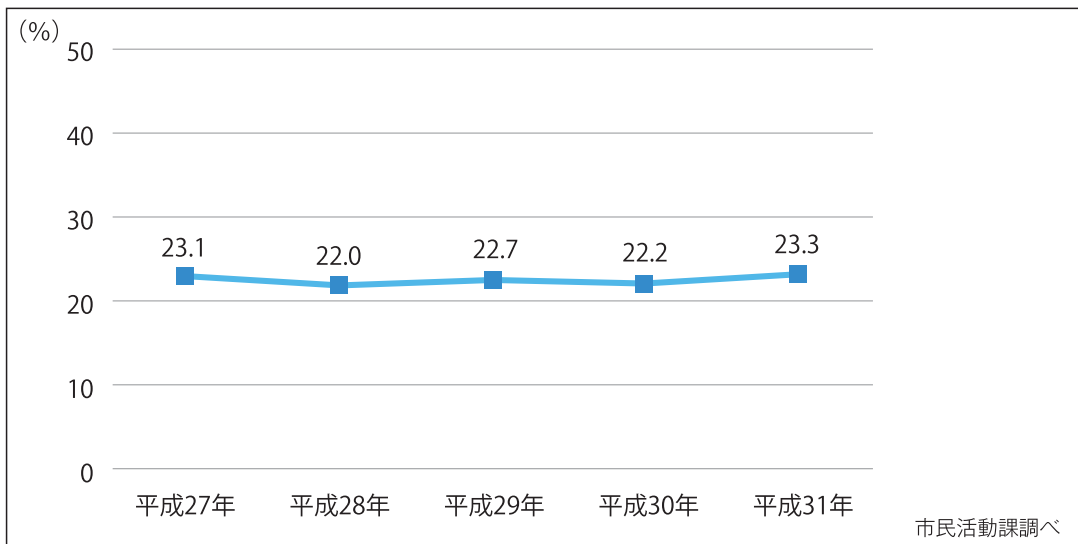
計画の体系と施策の展開

基本目標Ⅱ

自治会長に占める女性の割合の比較(全国・群馬県・伊勢崎市)



市の審議会における女性の割合の推移



施策

(1) 男女共同参画推進団体との連携

男女共同参画を推進する団体と連携し、市民との協働のもと地域の男女共同参画を推進します。

具体的事業	担当課
いせさき女（ひと）と男（ひと）ハーモニー・ネット※との連携	人権課

(2) 地域活動団体への支援と女性リーダーの育成

地域活動への多様な市民の参画を促すとともに、女性リーダー育成につながる活動を支援します。

具体的事業	担当課
健康大学の開催	健康づくり課
食生活改善活動の充実	健康づくり課
子ども会指導者初級認定講習の開催	市民活動課
青少年団体リーダー養成の充実	市民活動課
生涯学習支援ボランティアまなびい先生の充実	生涯学習課

(3) 男女共同参画の視点に立った防災体制の促進

男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を促進することで、地域の防災力の向上を図ります。

具体的事業	担当課
被災者の多様性を想定した防災訓練の実施	安心安全課
男女双方に配慮した物資の備蓄	安心安全課
男女共同参画の視点に立った地域防災の促進	安心安全課

基本目標Ⅲ 男女が安心して暮らせる環境づくり

施策の方向1 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

現状と課題

配偶者等からの暴力や、ストーカー行為などの被害者は、多くの場合女性であり、その予防と被害者に対する支援を図ることは、男女共同参画社会を形成する上での重大な課題です。

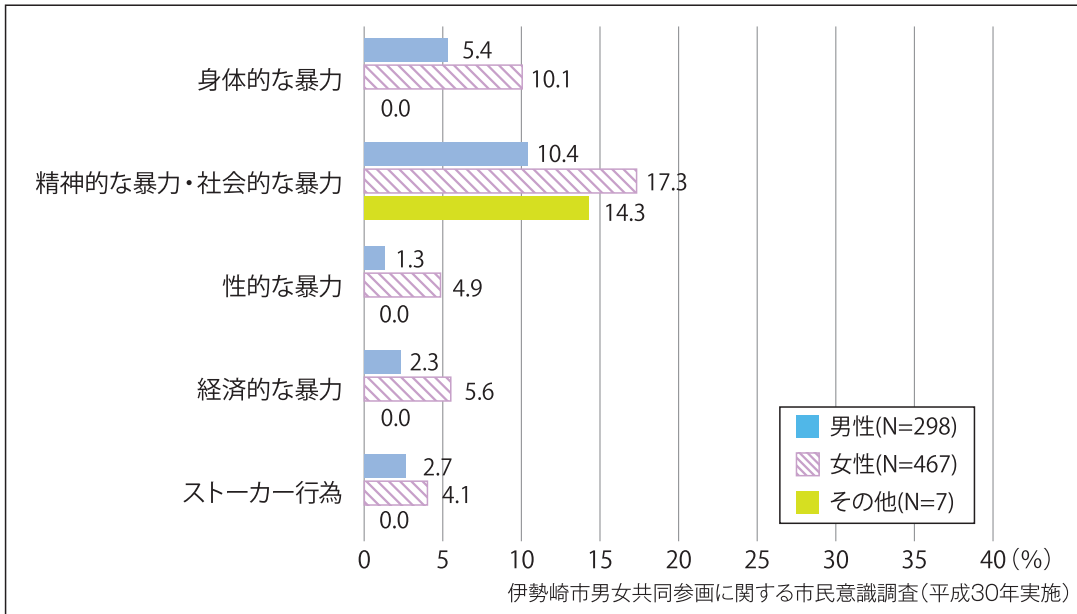
近年は、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した性犯罪などの事件が増加傾向にあるほか、若い世代においては交際相手からの暴力（いわゆるデートDV※）も問題になっています。若い世代を被害者にも加害者にもさせないための予防教育や啓発が必要です。

また、セクシュアル・ハラスメントは、男女が互いの尊厳を重んじて対等な関係づくりを進める上で大きな阻害要因となるものであり、人権侵害であるとの認識に立ち、防止に向けた取組を進める必要があります。

第3章

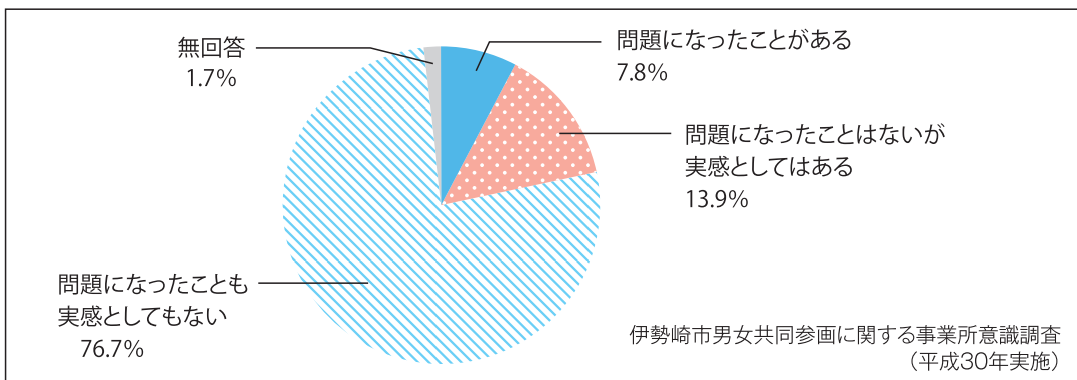
計画の体系と施策の展開

過去5年間に恋人や配偶者から1度でも暴力を受けた経験がある人の割合



基本目標Ⅲ

事業所において過去3年間に職場のハラスメントが問題になったことがあるか



施策

(1) 配偶者等からの暴力防止のための広報・啓発

配偶者等からの暴力（いわゆるDV※）は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではないという意識を広く社会に醸成するため、「女性に対する暴力をなくす運動※」に協力し、各種啓発事業を実施します。

また、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、若年層を中心とした予防教育や啓発を進めます。

具体的事業	担当課
配偶者等からの暴力防止のための啓発	人権課
デートDV防止のための予防教育や啓発	学校教育課・人権課

(2) セクシュアル・ハラスメントなどを防止するための広報・啓発

セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント※などの嫌がらせを防止するため、市職員に対する研修や企業向けの講演会を実施します。

具体的事業	担当課
市職員に対してのハラスメント防止研修の実施	職員課
企業内人権啓発講演会の開催【再掲】	人権課



施策の方向2 配偶者等からの暴力の被害者支援の充実

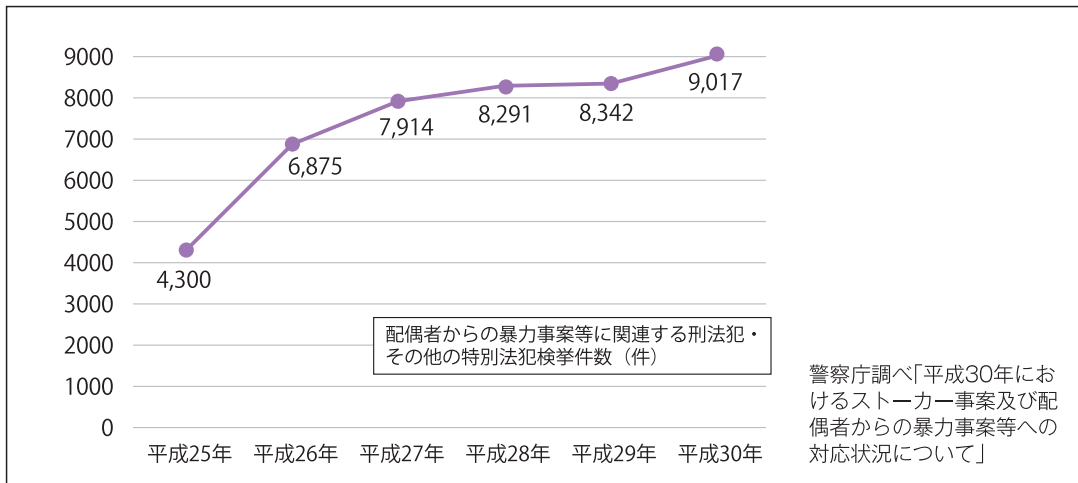
現状と課題

配偶者等からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内で行われる場合が多いため、潜在化、深刻化しやすい傾向があります。全国では、配偶者からの暴力事案等による検挙件数が年々増加しており、引き続き深刻な社会問題となっています。

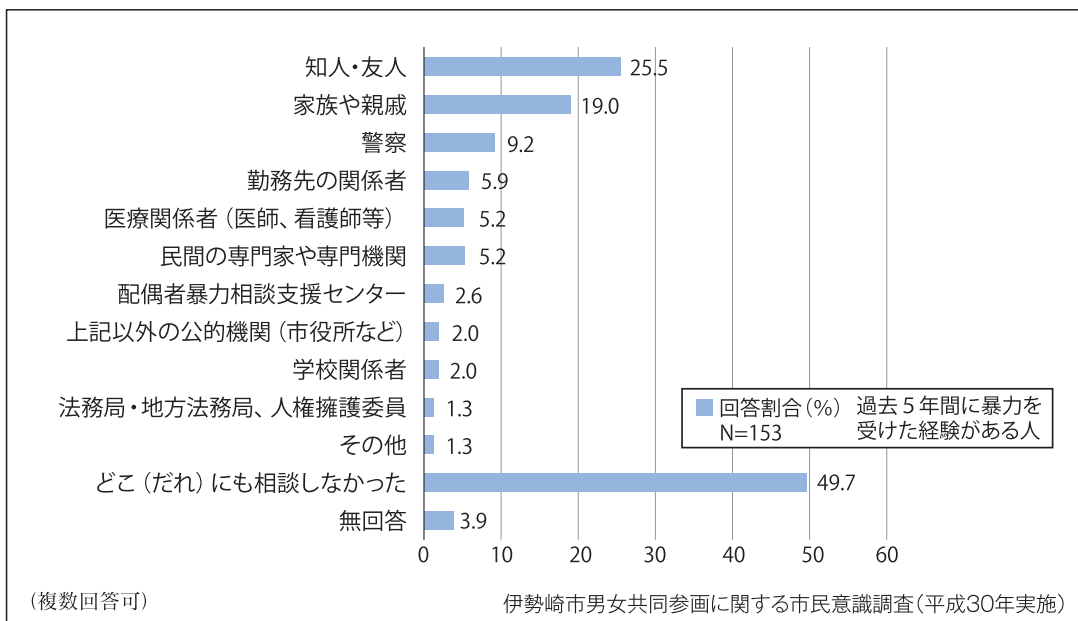
市民意識調査の結果では、過去5年間に配偶者等から暴力を受けた経験のある人のうち、5割近くの人が、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答をしています。被害者が、より早期に相談にいたることができる環境をつくるとともに、被害者の立場に立った支援体制の充実が求められます。

被害者の安全確保と自立のため、警察や配偶者暴力相談支援センター※などの関係機関と緊密に連携しながら、適切な支援を図る必要があります。

配偶者などからの暴力事案等に関連する刑法犯、特別法犯の検挙件数（全国）



配偶者などからの暴力について各機関等に相談をしたことがあるか



第3章

計画の体系と施策の展開

基本目標Ⅲ

施策

(1) 配偶者等からの暴力の相談の実施と相談機関の周知

配偶者等からの暴力に関する相談業務を実施し、被害者が相談しやすい環境を整備します。

また、配偶者等からの暴力の被害者が早期に相談にいたれるよう、相談窓口等を広く周知します。

具体的事業	担当課
配偶者等からの暴力の相談の実施	人権課
配偶者等からの暴力の相談機関の周知	人権課

(2) 配偶者等からの暴力の被害者支援の充実

警察や配偶者暴力相談支援センター、庁内各課などの関係機関との連絡調整を緊密に行い、被害者の立場に立った支援を図ります。

具体的事業	担当課
関係機関との連携による被害者支援	人権課
住民基本台帳事務における支援措置の実施	市民課



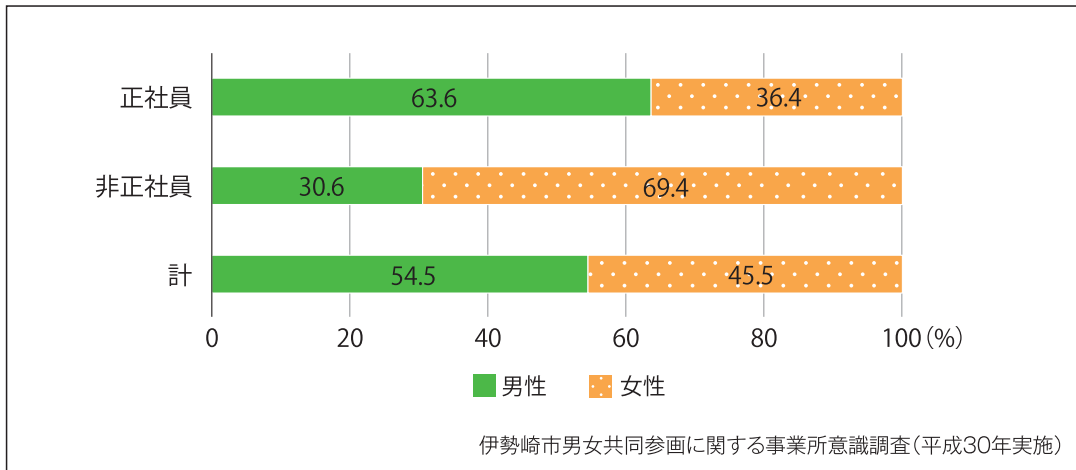
施策の方向3 生活上の困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備

現状と課題

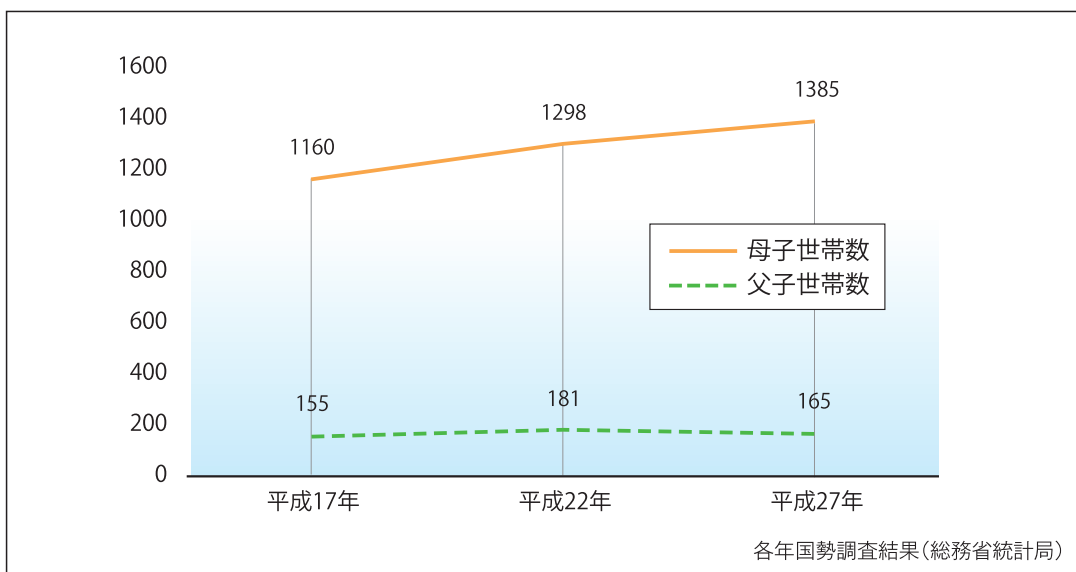
家族形態や就労形態の多様化が進む中、ひとり親世帯や非正規雇用労働者など、生活上の困難に陥りやすい状況にある人たちが増加しています。ひとり親家庭や障害のある人、高齢者、外国人などは、厳しい雇用環境や生活環境に置かれやすいうえ、女性は、さらに女性であることで複合的な困難を抱える場合が少なくありません。

誰もが自信と誇りを持って自立した生活を送ることができるよう、様々な困難を抱える人が、より早期に必要な相談をすることができ、支援を受けられる体制を整備することが求められます。

市内事業所における正社員・非正社員別の男女比



ひとり親世帯数の推移（伊勢崎市）



第3章

計画の体系と施策の展開

基本目標Ⅲ

施策

(1) 各種相談体制の充実

困難な状況に置かれた人が、早期に相談に至ることができるよう、各種相談事業を実施します。

具体的事業	担当課
人権法律行政相談の実施	人権課
自立相談支援の実施	社会福祉課
児童相談の実施	子育て支援課
ひとり親相談の実施	子育て支援課
障害者相談の実施	障害福祉課
高齢者相談の実施	高齢政策課・地域包括支援センター
外国人相談の実施	国際課
学校における相談業務等の充実	学校教育課
青少年相談の実施	市民活動課

(2) ひとり親家庭等への自立支援

ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図り、社会の様々な活動への参画が可能となるよう支援を実施します。

具体的事業	担当課
児童扶養手当などのひとり親家庭等福祉手当の支給	子育て支援課
自立支援教育訓練給付金事業※の実施	子育て支援課
高等職業訓練促進給付金等事業※の実施	子育て支援課
小学校入学準備金の支給	子育て支援課

3 指標一覧

基本目標Ⅰ 男女共同参画を進める意識づくり

指標項目	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
①「男女共同参画社会」という言葉の認知度	47.2%	50% (令和5年度)
②「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識に賛同しない市民の割合	62.7%	68% (令和5年度)
③男女共同参画講演会において内容の理解ができた人の割合	83.8%	100%

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の実現

指標項目	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
④市の審議会等における女性委員の割合	23.3%	30%
⑤女性人材データベース登録者数	20人	30人
⑥市内事業所における係長相当職以上に占める女性の割合	22.3%	27% (令和5年度)

参考：市職員の係長以上に占める女性の割合 23.5%（平成30年度）

基本目標Ⅲ 男女が安心して暮らせる環境づくり

指標項目	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
⑦DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）の認知度	48.5%	50% (令和5年度)
⑧過去5年に配偶者等から身体的暴力を受けた人の割合	7.9%	5% (令和5年度)
⑨生活困窮者自立相談支援制度の就労支援対象者のうち、就労できた人の割合	63.6%	75%

指標のうち①、②、⑥、⑦、⑧については、男女共同参画に関する意識調査の結果を用いており、目標値は、令和5年度に実施予定の同調査の結果によります。